

# 車いす貸出し事業のご案内

## 【対象者】

- ◆伊勢崎市在住の方
- ◆障害者手帳の交付を受けている方
- ◆介護保険被保険者証の交付を受けている方、または申請中の方  
※要介護2以上と判定された方を除く

## 【貸出期間】

- ◆8時30分から17時まで

## 【利用日数】

- ◆連続して利用する場合は、最長3か月まで可能

## 【利用料金】

- ◆月額300円(1週間以内無料)  
※利用料金は返却時に納めてください

車いす利用が終了したとき、予定より早く不要となったときは速やかにご返却ください。利用中に破損が生じた際にかかる修理費用は、申請者（利用者）の負担となります。

利用日前日までに予約(電話予約可)のうえ  
車いす借用申請書を記入提出してください

※詳しくは各所へお問い合わせください



【 お問い合わせ 】

伊勢崎市社会福祉協議会

ボランティアセンター ☎0270-27-5974 (上泉町151)  
赤堀支所 ☎0270-62-0066 (西久保町二丁目123-1)  
あずま支所 ☎0270-20-2666 (東小保方町3243-2)  
境支所 ☎0270-74-5294 (境上武士972-1)